

特定生産緑地（鎌倉市）の指定

令和 3 年（2021 年）2 月 25 日

鎌倉市長 松尾 崇



生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第 4 項の規定に基づき、次のように公示する。

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定期限日
特-4	鎌倉市城廻字中村地内	約 600 m <sup>2</sup>	令和 14 年 11 月 13 日
特-51	鎌倉市佐助一丁目地内	約 850 m <sup>2</sup>	
特-115	鎌倉市山崎字谷脇地内	約 1,060 m <sup>2</sup>	

「区域は指定図表示のとおり」